平成２９年（フ）第２６号
岩手県奥州市水沢区字川端166番地　ひばりが丘住宅２号棟　４－１号
債務者　千田　裕美
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３２号
岩手県奥州市前沢区字新町64番地２　サニープレイス　Ｃ号室
債務者　佐藤寿美江
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３４号
岩手県奥州市水沢区真城字北野21番地１　県営北野アパート４号棟425号室
債務者　桑畑美智江
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根前野188番地１
債務者　細川　道子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３０９号
埼玉県入間市大字南峯314番地１
債務者　増岡　昭仁
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１２７号
札幌市手稲区西宮の沢４条２丁目１番52－203号
債務者　齋藤　一美
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３８号
札幌市白石区本郷通９丁目南３番26－101号
債務者　広沢　敦美（旧姓土佐）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１５５号
北海道江別市一番町８番地の21　メイユールエイトＢ棟202号室
債務者　寺井　桂子（旧姓倉内）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７６号
札幌市南区藤野２条10丁目13番22号
債務者　土屋　弥咲
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１８３号
札幌市厚別区上野幌１条４丁目３番27号　第３保水マンション202
債務者　松井　健児
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１９０号
札幌市東区北23条東13丁目１番30号　カーサイオキ203号
債務者　佐々木　郁
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０３号
釧路市鳥取北９丁目13番10号
債務者　齊藤　京子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１１２号
群馬県高崎市城山町１丁目４番地１　県住Ｃ棟37号
債務者　久保原勝二（旧姓多胡）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１１５号
群馬県藤岡市立石新田166番地　砂原マンション306号
債務者　星　　義雄
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１４８号
埼玉県入間市扇町屋４丁目７番25号　ソネット入間201
債務者　粕谷　律子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３４号
岐阜県恵那市山岡町原1532番地128
債務者　木下　孝一
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１６０号
愛知県高浜市向山町４丁目１番地59
債務者　春日　優子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係